

Floor Guide

三鷹市中央通りタウンプラザ

4F



入口



会議室

平面図



三鷹市女性交流室は、男女平等参画に関する市民のみなさんの自主的な活動と交流を行うための施設です。

男女平等参画に関する活動をしているみなさんのご利用をお待ちしております



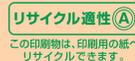
お問い合わせ

女性交流室の利用・予約

三鷹国際交流協会事務局
☎0422-43-7812

登録団体
その他全般

三鷹市企画部企画経営課
☎0422-45-1151 内線 2115



三鷹市

女性交流室



◆ ご利用案内 ◆

男女平等参画に関する市民のみなさんの自主的な活動や交流を行う施設です。

三鷹市女性交流室・案内図

〒181-0013 三鷹市下連雀 3-30-12
「三鷹市中央通りタウンプラザ」4階



自転車でお越しの際は、三鷹産業プラザまたは下連雀四丁目駐輪場等をご利用ください。



女性交流室

三鷹市女性交流室は、市民のみなさんの男女平等参画に関する自主的な活動や交流を行うための施設です。男女平等参画に関する書籍やイベントのチラシなどをご自由にご覧いただいたり、テレビ・DVD・パソコンなどの備品をご利用いただくことができます。

男女平等参画に関する活動をしているみなさんのご利用をお待ちしております。



1 利用できる人

男女平等参画に関する活動や交流等を行う三鷹市民(在勤・在学者を含む)及び三鷹市民を主な構成員とする団体

個人利用も可能です！
(団体利用のない時)



2 開館時間

月～土曜日 午前10時～午後9時50分
(祝日※、12月29日～1月3日は除く)

利用可能な時間帯

第1区分 10:00～13:00
第2区分 13:00～17:00
第3区分 17:00～21:50

- ・原則として、1団体につき、1週間に1区分までの予約とします。
- ・連続した区分(1日2区分が限度)や1週間に2区分以上の予約は、利用日1か月前を過ぎてから可能とします。



3 利用・申込方法

1 申込期間

- ・登録団体…利用日の前々月の初日から利用日前日まで
 - ・それ以外の団体…利用日の前月の初日から利用日前日まで
 - ・個人利用…利用日の10日前から利用日前日まで
- ※団体利用がなければ当日予約なしでも利用できます



2 申込先

三鷹国際交流協会(同フロア)窓口にご直接お申し込みください。
まずは、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ

利用・予約 三鷹国際交流協会事務局 ☎0422-43-7812

登録団体・その他全般 三鷹市企画部企画経営課 ☎0422-45-1151 内線2115

登録団体とは

登録団体になるためには、事前に申請が必要です。
まずは、三鷹市企画部企画経営課へお問い合わせください。
～登録団体の要件～

- ①男女平等参画に関する活動を目的とする団体であること。
- ②団体としての事業及び活動計画があること。
- ③代表者が市内在住か在勤、在学であること。
- ④構成員が5人以上の団体であること。
- ⑤営利を目的としない団体であること。

利用のきまり

- ①会議室を使用する前に、三鷹市女性交流室使用承認書を三鷹国際交流協会に提出してください。
- ②会議室の利用時間を厳守するとともに、次の利用者がすぐに使用できるように状態を元どおりに戻してください。
- ③施設、設備器具等を損傷したり紛失したときは、損害賠償をさせていただきます。
- ④飲食は、お茶、お茶菓子等の軽食のみ可能です。茶器は、部屋のキャビネットにありますので、ご自由にお使いください。ご使用になった後は洗って、必ず元の場所に戻してください。またテーブルが汚れた場合はきれいに拭いてください。
- ⑤ゴミは各自お持ち帰りください。
- ⑥使用後は、すみやかに三鷹国際交流協会に利用報告書を提出してください。
- ⑦その他施設使用について不明な点がございましたら、三鷹国際交流協会にお問い合わせください。(電話 0422-43-7812)

その他

- ①書籍等(書籍、DVD、ビデオ)を借りたい方は、備え付けの「図書貸出申請ノート」に必要事項をお書きください。
- ②三鷹市、他自治体の男女平等参画等に関するチラシはご自由にお持ちください。
- ③タウンプラザ1階の駐輪場は、三鷹駅前保育園及び子ども家庭支援センター利用者用となります。女性交流室利用者は、下連雀四丁目駐輪場(無料)、三鷹産業プラザ駐輪場(4時間まで無料)(裏面案内図参照)をご利用ください。